

【お 知 ら せ】
高等学校等就学支援金制度の概要及び申請書類の提出について

入学当初に全員の方が提出する書類です。

入学式当日（4月8日）に必ず提出をお願いいたします。

高等学校等就学支援金とは、国による授業料の支援制度です。

貸与型の奨学金とは異なり、返還は不要ですが、受給資格の認定申請が必要となります。

受給資格を認定された方は、学校において授業料に充てるため、実質的に授業料の負担はありません。

なお、愛媛県では、県立高等学校等に在籍する高校生がいる世帯のうち、約 90%の世帯が「高等学校等就学支援金」を受給しています。

高等学校等就学支援金は、

- ① オンラインによる申請
- ② 申請書類を在籍校に提出する紙申請

いずれかの方法により、受給資格の認定申請を行うことができます。

なお、申請が遅れたり、申請しなかった場合は、授業料を納入していただくこととなりますので十分ご注意ください。

○ 高等学校等就学支援金制度（概要）

1 受給資格要件

- ・ 保護者等の課税標準額（課税所得額）× 6% - ※市町村民税の調整控除額が 30 万 4,200 円未満の世帯
⇒申請し、受給が認められた場合は授業料の負担はありません。
- ・ 保護者等の課税標準額（課税所得額）× 6% - ※市町村民税の調整控除額が 30 万 4,200 以上の世帯（申請されなかった世帯を含む） ⇒ 授業料を納入していただきます。
※政令市の場合は、標準税率との関係で調整控除の額に 3/4 を乗じた額を控除します。

2 受給期間

就学支援金の受給期間は最大で 36 月（定時制は 48 月）になります。単位制の学校は卒業に必要な単位の 74 単位までとなります。

なお、受給期間等を超えた場合は授業料を納入していただくこととなります。

○ 申請方法

1 オンライン申請の場合

パソコン、スマートフォン等（以下、端末と記載します。）を用いて、高等学校等就学支援金オンライン申請システム（以下、e-Shien と記載します。）にログインし、必要事項を入力して申請してください。（本校HP掲載（HP→事務課より→就学支援金について）の「**e-Shien 申請者向け利用マニュアル② 新規申請編**（以下、マニュアル②と記載します。）」を参照。）

オンライン申請の手順

- (1) マニュアル② P.5 のURL 又はQRコードから、e-Shien にログインする。
ログインに必要なID・パスワードは、入学式当日、在籍校から配付されます。
- (2) マニュアル② P.6～7 の手順で、申請する意思表示の「意向登録」をする。
- (3) マニュアル② 申請の意思のある方はP.8～10 の手順で生徒情報、学校情報を確認する。
- (4) マニュアル② P.11～13 の手順で保護者等情報を入力する。

→ P.12 の手順の中で、保護者等の課税情報の提出方法について、操作画面の「収入状況提出方法」の選択肢の上から2番目【個人番号を入力する】を選択します。

※この選択が最も簡易ですので、原則こちらを選択してください。この選択にしておくと、次回以降の収入状況届出（1・2・3年生の毎年7月・計3回あります。）の際に、その都度オンライン操作をせずに済みますので、今後の申請が簡素化されます。

※ただし、生年月日やマイナンバー（12桁）等を正確に入力しないと正しい課税情報が取得できませんので、注意が必要です。

※別途、申請書類の提出が必要となりますので、提出書類等は p.3 をご確認ください。

2 紙申請の場合

在籍校へ申請書類等を提出してください。

e-Shien の入力**は不要**です。ただし、個人番号カードの写しは、課税情報を確認するために提出してください。

※提出書類等は p.3 をご確認ください。

※児童養護施設入所や里親に該当する場合は、原則生徒本人の所得により判断しますので、未収入であれば個人番号カードの写しや課税証明書を提出する必要はありません。

※1及び2の方法で申請していただいた結果、課税情報が得られなかった場合は、別途、課税証明書を提出していただくことがありますので、ご了承ください。

○ 提出書類、提出期限

1 オンライン申請の場合

- (1) 次の書類を **4月8日**までに在籍校に提出してください。

(関係書類提出用封筒に封入してください。)

【個人番号を入力する】を選択した場合

(オンライン操作画面「認定申請登録(保護者等情報)」画面の「収入状況提出方法」の選択肢の上から2番目)

- ① 高等学校等就学支援金申請確認票
- ② 個人番号利用目的同意書

※原則【個人番号を入力する】を選択してください。今後の申請が簡素化されます。
※なお、オンライン操作時に別の選択肢を選択し申請した場合は、現在未配付の申請書類を配付し記入していただくことがありますので、御了承ください。

※オンライン申請の詳細は、本校HP掲載(HP→事務課より→就学支援金について)の「e-Shien 申請者向け利用マニュアル② 新規申請編」をご確認ください。

- (2) 端末を用いて、**別途、4月14日**までにオンライン申請を行ってください。

ログインに必要なID・パスワードは、入学式当日4月8日に、在籍校から配付されますので、4月8日配付後から4月14日までの間にe-Shienにログインして申請してください。

2 紙申請の場合

次の書類を **4月8日**までに在籍校に提出してください。

(関係書類提出用封筒に封入してください。)

- ① 高等学校等就学支援金申請確認票
- ② 受給資格認定申請書 様式第1号(その1)
- ③ 個人番号カード(写)等貼付台紙

※保護者(親権者)全員の個人番号(マイナンバー)が確認できる書類を添付。

- ④ 個人番号利用目的同意書

【個人番号(マイナンバー)が確認できる書類】

- ・個人番号カード(裏面)〔コピー〕
- ・個人番号通知カード〔コピー〕
- ・個人番号が記載された住民票〔コピー可〕

コピーをとる場合は数字などが鮮明に判別できるようにお願いします。

※ 保護者(親権者)1人につき上記のいずれかの書類を提出。

※ 個人番号通知カードは、令和2年5月25日以降に記載事項(氏名、住所、生年月日、個人番号)に変更のない場合及び令和2年5月24日以前に発生した記載事項の変更手続きが取られている場合に限り利用が可能です。

※ 保護者等(親権者)以外のマイナンバーの提出は必要ありません。

住民票の写しを提出する場合で保護者等以外の方のマイナンバーが記載されている場合は不要なマイナンバーを塗りつぶした上で提出ください。

3 申請しない場合

就学支援金を申請しない方も、次の書類は必ず在籍校に提出してください。

- ・ 高等学校等就学支援金申請確認票

※注意!

- 期限までに書類の提出がない場合は、4月～6月分の就学支援金が支給できないことがあります。（やむを得ない事情により期限までに提出できない場合は、学校にご相談ください。）
- 申請しない場合又は保護者等の課税標準額（課税所得額）×6%－市町村民税の調整控除額が30万4,200円以上であった場合、支給要件を満たさないため、授業料月額9,900円を学校に納入していただきます。
- 確定申告をしていない方は、受給資格要件の判定ができませんので、早急に確定申告の手続きを行ってください。ただし、控除対象配偶者、生活扶助受給者等は、確定申告の手続きは原則不要です。
- 申請後に保護者情報の変更（再婚・離婚等）や、税の更正があった場合には、審査結果に影響を及ぼす可能性がありますので、速やかに学校へご連絡ください。
- 生年月日やマイナンバー（12桁）等に誤入力があった場合は、審査ができません。修正後の再審査には相当の日数がかかりますので、正確な入力をお願いします。
【これまでに多く発生している誤りの例】
 - ・ 父と母のマイナンバーを逆に入力していた。
 - ・ 保護者等でない方のマイナンバーを入力していた。（生徒の兄弟など）
 - ・ 保護者等の生年月日を間違っている。（e-Shienの初期設定のまま）
⇒e-Shien入力時には生年月日を正しい日付に**必ず変更**してください。
 - ・ 課税地情報を間違っている。※今回の申請は **R5. 1. 1 現在の住民票所在地**です。申請日現在の住所地ではありません。

○ 留意事項

- ・ 不正に受給した場合は、法律の規定に基づき、刑罰が科せられることがあります。
- ・ 授業料を納付する世帯において、保護者等の失職、倒産などの家計急変等により収入が激減した場合は、高等学校就学支援金（家計急変制度）の対象となる場合がありますので、学校にご相談ください。（詳しくは別紙のパンフレットをご覧ください。）

○ マイナンバーについて

提出されたマイナンバーは、下記事務に係る手続を処理するとき及び事務手続に必要な地方税関係の情報を取得するときに限り利用します。

- ・ 高等学校等就学支援金
- ・ 愛媛県公立高等学校等学び直し支援金
- 〔 過去に高等学校等の中退し、再度学び直すことにより、就学支援金支給期間（全日制課程 36 月、定時制通信制課程 48 月）を超えた生徒に対し、授業料を支援します。〕
- ・ 愛媛県公立高等学校等奨学のための給付金
(低所得世帯の授業料以外の教育費（教科書費・教材費など）を支援します。)

○ 授業料を負担いただく場合（就学支援金が支給されない生徒）

下記のとおり授業料を納入していただきます。

納入区分	納入期限 (口座振替日)	納入額		備 考
		全日制	定時制	
4 月～6 月分	7 月 16 日 (7 月 8 日)	29,700 円	8,100 円	単位制の授業料及び受講料の場合は、履修科目の受講の承認を受けた後速やかに全額を納入いただきます。 定時制：1 単位 1,740 円 通信制：1 単位 336 円
7 月～9 月分	10 月 15 日 (10 月 7 日)	29,700 円	8,100 円	
10 月～12 月分	1 月 15 日 (1 月 7 日)	29,700 円	8,100 円	
1 月～3 月分 ※1	2 月 17 日 (2 月 7 日)	29,700 円	8,100 円	
1 月～3 月分 ※2	3 月 17 日 (3 月 7 日)	29,700 円	8,100 円	

※1 全日制課程の3年生・定時制課程の4年生については、1月～3月分を2月に納入していただきます。

※2 全日制課程の1、2年生及び定時制課程の1～3年生については、1月～3月分を3月に納入していただきます。

○ 問合せ先

〒799-3794

宇和島市吉田町北小路甲 10 番地

愛媛県立吉田高等学校

TEL 0895-52-0565 (代表)